

広島大学と南相馬市との包括的連携協力に関する協定

広島大学（以下「甲」という。）と南相馬市（以下「乙」という。）とは、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、相互に連携協力し、地域の目標の実現、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、地域の活性化、人材の育成に寄与することを目的としてこの協定を締結する。

（連携協力の内容）

第1条 甲と乙とは、次に掲げる事項について、相互に連携協力する。

- (1) 市民生活の向上に向けた仕組みづくりに関すること
- (2) 地域医療に関すること
- (3) 産業振興に関すること
- (4) 環境問題に関すること
- (5) 福祉に関すること
- (6) 教育に関すること
- (7) 生涯学習に関すること
- (8) 相互の人材育成に関すること
- (9) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項

2 連携協力に関する具体的な内容については、甲乙両方で協議・調整の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了前までに甲乙いずれからも異議を申し出ないときは、更に1年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年8月30日

甲 広島県東広島市鏡山1丁目3番2号
広島大学
学 長

乙 福島県南相馬市原町区本町二丁目27
南相馬市
市長